

工事請負に係る最低制限価格制度の変更について

■工事請負に係る最低制限価格の計算式の係数について、見直しを行います。

※適用は令和5年9月1日以降に公告し、一般競争入札及び指名競争入札に付す工事請負とします。

※業務委託については変更ありません。

○変更点

変更前:最低制限価格(税抜) = {平均入札額 + 予定価格(税抜) × 2} / 3 × 7 / 8

※ 平均入札額は、予定価格(税抜)の範囲内で有効な入札を行った全ての入札金額を対象に算出する。ただし、予定価格(税抜)の85%未満の入札金額は、予定価格(税抜)の85%とみなして計算する。

※ 予定価格(税抜)の85%に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てる。

※ 最低制限価格(税抜)に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てる。



変更後:最低制限価格(税抜) = {平均入札額 + 予定価格(税抜) × 2} / 3 × 0.9

※ 平均入札額は、予定価格(税抜)の範囲内で有効な入札を行った全ての入札金額を対象に算出する。ただし、予定価格(税抜)の85%未満の入札金額は、予定価格(税抜)の85%とみなして計算する。

※ 予定価格(税抜)の85%に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てる。

※ 最低制限価格(税抜)に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てる。

(1) 変更後の計算例

予定価格(税抜) 10,000千円

	入札金額(税抜)	平均入札額を算出時の額	結果
A社	9,700	9,700	
B社	9,300	9,300	
C社	9,000	9,000	
D社	8,700	8,700	落札
E社	8,500	8,500	失格 (8,500 < 8,685)
F社	8,300	→ 8,500(みなし)	失格 (8,300 < 8,685)
	合計	53,700	
最低制限価格(税抜) = (53,700 ÷ 6 + 10,000 × 2) / 3 × 0.9 = 8,685			

(2) 適用範囲

令和5年9月1日以降に公告し、一般競争入札及び指名競争入札に付す工事請負

(3) 公表時期

事後公表(原則、開札時において即時計算、公表とする。)